

第5期 岐阜県工賃向上計画

令和6年7月

岐 阜 県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
1 目的	2頁
2 計画期間	2頁
3 計画対象事業所	2頁
4 平均工賃月額推移	3頁
第2章 第4期岐阜県工賃向上計画の取組状況	
1 概要	4頁
(1) 計画期間	4頁
(2) 目標工賃	4頁
(3) 取組の内容	4頁
2 工賃実績	4頁
第3章 県内事業所の状況・課題	
1 県内の就労継続支援 B 型事業所の状況	6頁
(1) 事業所数	6頁
(2) 平均工賃月額	6頁
(3) アンケート結果(令和6年3月～4月実施)	7頁
2 工賃向上に向けた課題	13頁
第4章 第5期岐阜県工賃向上計画の取組	
1 目標工賃	15頁
(1) 目標工賃の考え方	15頁
(2) 目標工賃の設定	15頁
2 工賃向上のための具体的な取組	16頁

第1章 計画策定の基本的考え方

1 目的

障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしている。

障害者総合支援法では、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけており、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をしていただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

国では、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできた。平成24年度からは3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組みを進めてきたところであり、令和6年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとなった。(『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号(令和6年3月29日一部改正障発0329第42号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))

岐阜県においても、平成20年3月に「岐阜県工賃倍増計画」、平成24年度8月から令和5年度までは「岐阜県工賃向上計画」を策定し、工賃水準の向上に向けた取組みを行ってきたところであり、引き続き令和6年度から令和8年度までの「第5期岐阜県工賃向上計画」を策定する。

また、本計画をSDGsの達成に向けた取組みと位置づけ推進していく。



(出典：国際連合広報センターホームページ)

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

3 計画対象事業所

第5期岐阜県工賃向上計画では、以下の事業所を対象とする。

対象事業所：就労継続支援B型事業所

4 平均工賃月額推移

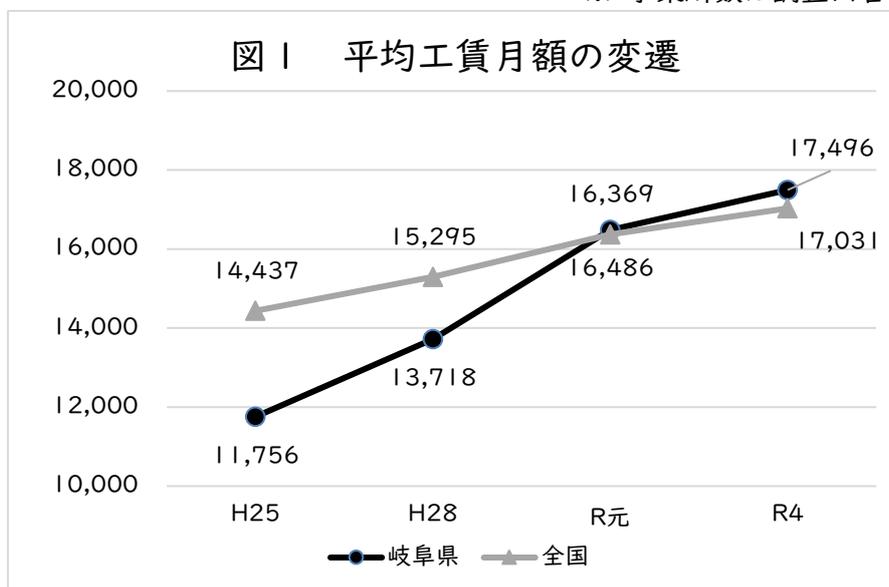
障害者自立支援法の施行に伴う旧法体系による施設の新体系サービス事業所への移行（～平成24年3月）、その後の新規事業所の設立により、岐阜県工賃向上計画の開始時点である平成23年度と比べ、障害福祉サービス事業所は大幅に増加しており、特に就労継続支援事業所が大幅に増加するなど、事業所種別ごとの事業所の構成も変化した。

岐阜県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、新型コロナウイルス感染症の影響のあった令和2年度を除き、平成22年度から上昇を続けており、令和元年度及び令和4年度実績は、全国平均を上回った。

【表1 就労継続支援B型事業所による平均工賃月額の推移】 (単位：円)

対象年度	事業所種別	対象範囲	事業所数	平均工賃月額	対全国平均
平成25年度	就労継続支援B型	岐阜県	120	11,756	-2,681円
		全国	8,589	14,437	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	70	66,714	-2,744円
		全国	2,082	69,458	
平成28年度	就労継続支援B型	岐阜県	154	13,718	-1,577円
		全国	10,432	15,295	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	108	70,017	-703円
		全国	3,385	70,720	
令和元年度	就労継続支援B型	岐阜県	173	16,486	117円
		全国	12,524	16,369	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	104	75,090	-3,885円
		全国	3,385	70,720	
令和4年度	就労継続支援B型	岐阜県	259	17,496	465円
		全国	15,354	17,031	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	127	81,581	-1,970円
		全国	4,196	83,551	

※ 事業所数は調査回答事業所数



第2章 第4期岐阜県工賃向上計画の取組状況

I 概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

(2) 目標工賃

令和5年度の目標工賃月額 20,000円

(3) 取組の内容

第4期岐阜県工賃向上計画では、主に以下の取組を実施した。

(I) 社会就労推進工賃向上計画推進事業

- ・社会就労事業推進セミナーの実施
- ・コンサルタント派遣
- ・各種研修会の実施（コンプライアンス、施設指導員研修等）
- ・インターネットを活用した販路開拓支援に関する調査

(II) 優先調達法に基づく調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的、積極的な調達を推進。

(III) 岐阜県セルフ支援センターの取組の推進

- 岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、広報活動等）の推進。
※平成30年度から会員制を撤廃し、支援対象事業所を拡大
- ・販売・受注促進事業（県内各種イベントにおけるセルフ商品の販売、セルフ商品販売会「岐阜福祉の杜」の開催、常設店舗でのセルフ商品の委託販売、記念品及び役務（医薬業務）の受注斡旋、インターネットの活用、販売促進会議の開催、企業とのビジネスマッチング商談会への対応）
 - ・広報活動（公共施設に設置のショーケースを活用した製品の展示PR、「ナイスハートネット」による製品・受託作業のPR、広報紙「福祉だよりぎふ」でのセルフ製品の紹介）

(IV) 農福連携事業

障がい者の就労機会の拡大のため、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託マッチングの実施等により、農業分野への参入を支援する農福連携事業を農政部と協力のうえ推進。

- ・障がい者施設と農業者との農作業受委託マッチング支援
- ・障がい者農業参入セミナー開催

(V) 関連補助事業の活用

関連補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金等）を活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援。

2 工賃実績

第4期岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した令和3年度から令和5年度の工賃実績は、以下の表のとおりとなった。

就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より低下したが、令和3年度には増加に転じ、令和4年度には全国平均を上回った。

就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、令和3年度に低下となったが、令和4年度は上昇に転じた。なお、令和5年度は未発表。

なお、令和5年度分の平均工賃月額からは、国により算定方法の見直しが行われたところであり、事業所によっては障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた算定式が導入されている。

【表2 平均工賃月額の推移】

<岐阜県>

施設種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (速報値)	
	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)
①就労継続 支援B型	218	15,346	238	16,390	259	17,496	196	18,230
<参考> ②就労継続 支援A型	122	79,030	123	77,118	127	81,581	未発表	

※施設数は調査回答施設数

<全 国>

施設種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)
①就労継続 支援B型	13,441	15,776	14,393	16,507	15,354	17,031	未発表	
<参考> ②就労継続 支援A型	3,757	79,625	4,010	81,645	4,196	83,551	未発表	

(厚生労働省・岐阜県調査による)

第3章 県内事業所の状況・課題

I 県内の就労継続支援B型事業所の状況

(1) 事業所数

就労継続支援B型事業所数は297、総定員数は5,877名となっている。
(令和6年4月1日現在)

【表3 就労継続支援B型事業所数】

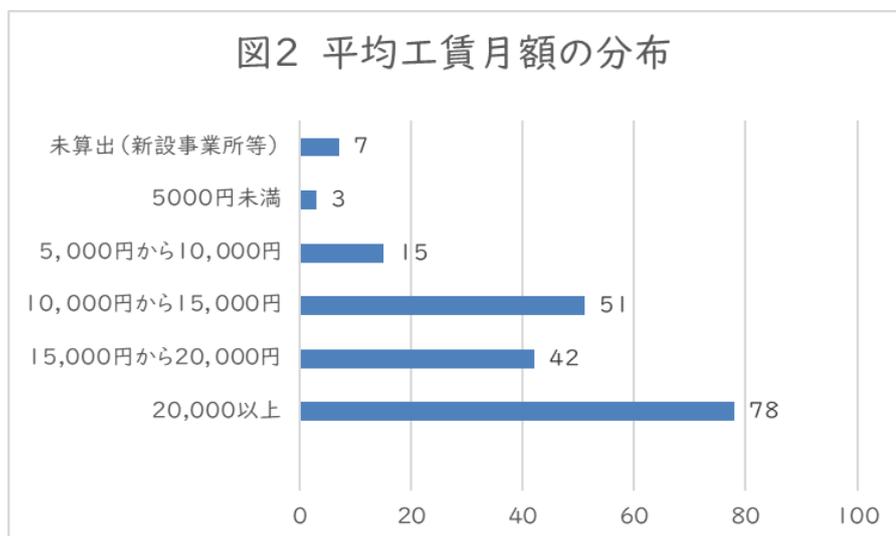
297事業所（令和6年4月1日現在）	
うち多機能型事業所	107事業所
＜内訳＞生活介護	60事業所
自立訓練	4事業所
就労移行支援	30事業所
就労継続支援A型	25事業所
（3つ以上の事業を行う事業所 11事業所）	

(2) 平均工賃月額

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、令和5年度実績（196事業所）で、18,320円（速報値）となっている。

【表4 平均工賃月額の分布】

平均工賃月額	事業所数（割合）
20,000円以上	78（39.8%）
15,000円以上 20,000円未満	42（21.4%）
10,000円以上 15,000円未満	51（26.0%）
5,000円以上 10,000円未満	15（7.7%）
5,000円未満	3（1.5%）
支払実績無し（新設事業所）	7（3.6%）
計	196（100.0%）



（県障害福祉課アンケートによる）

(3) アンケート結果の概要（令和6年4月～6月実施）

工賃向上計画の策定にあたり、令和6年4月～6月に就労継続支援B型事業所に対して工賃向上への取組に向けたアンケートを実施した。（297事業所中196事業所から回答。比率は小数点第2位を四捨五入。）

ア 作業内容

作業の内容	事業所数	構成比
役務(施設内の作業)	175	89.3%
自主製品生産	124	63.3%
施設外就労	68	34.7%
その他（喫茶店の運営等）	31	13.2%
上記のうち農福連携に携わる事業	—	17.3%

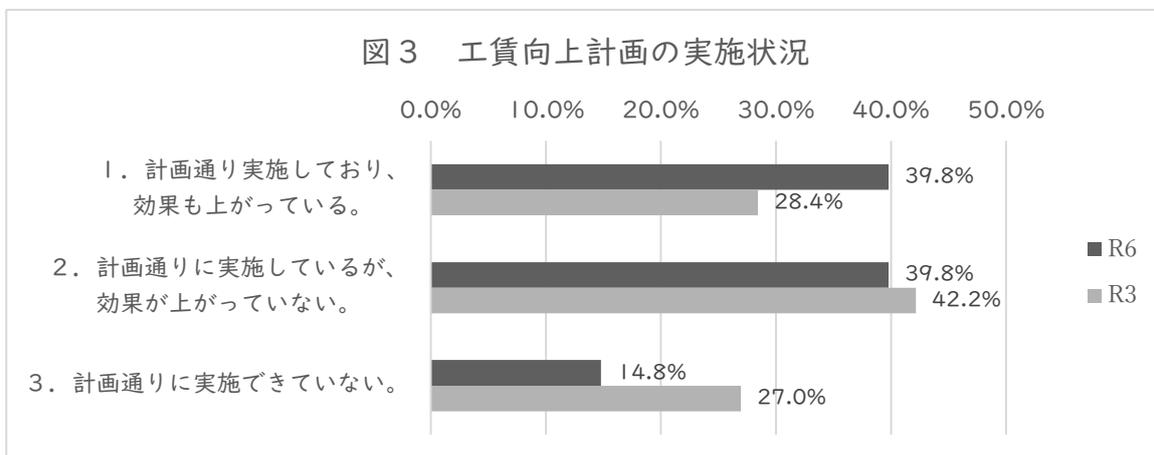
※ 複数回答のため、事業所数とは一致しない

イ 現在の工賃水準の所感

考え方	事業所数	構成比
十分な水準	33	17.0%
十分ではないが必要最低限の水準	138	71.1%
必要最低限の水準に達していない	23	11.9%

ウ 工賃向上の取組に対する課題・考え方

(ア) 工賃向上計画の実施に対する事業所の状況

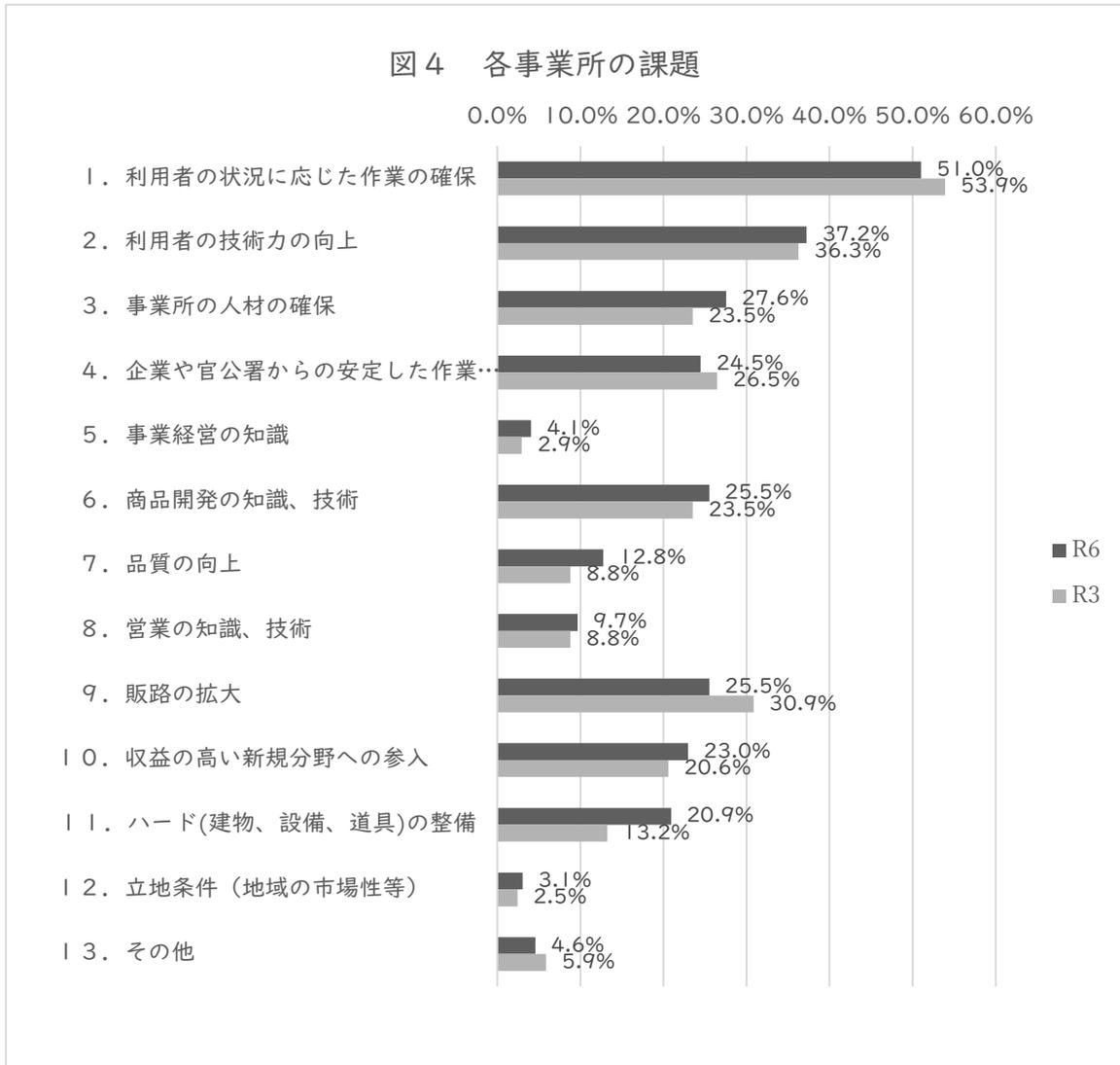


<記述回答>

- ・自動車部品の内職などは、経済の状況に影響が出やすかったが、施設外就労など安定した作業の確保ができたことで効果が上がった。
- ・工賃を上げていきたいが、材料代・水光熱費などの値上がりが急すぎて、収益を圧迫している。
- ・自主製品の品質向上に取り組んでいるが、販路が拡大できず、また店頭での売り上げが伸びなかった。
- ・自主製品の安定した販売先が少ないため収入にバラつきがある。

- ・利用者の高齢化などで利用者の支援度が上がってきており、工賃を上げていくよりも利用者の支援重視になっている。
- ・生産活動の単価が上がらない。新たな作業も探しているがなかなか見つからないのが現状。

(イ) 工賃向上の取組に対する事業所の課題



<記述回答>

(下請・内職)

- ・障がい分野において、利用者のスキルやレベルに応じて、高い工賃を発生させることができる業務の確保が課題。
- ・受託作業のほとんどが内職作業であり、1度作業を断ると企業から作業を継続していただくことが難しくなる場合もあるため、利用者の状況に応じて作業を減らすことがなかなか出来ない。
- ・企業側では、仕分け作業等が自動化され、軽作業が減少している。
- ・年、月によって作業量にバラつきが出てしまう、安定した作業は少なく、単価も低い。

(自主製品生産)

- ・ 自主製品を検討しているが、知識・技術等がない。
- ・ 出来上がった商品を安定した販売につなげることが難しい。
- ・ 販路の確保が重要だが、十分とは言えない。

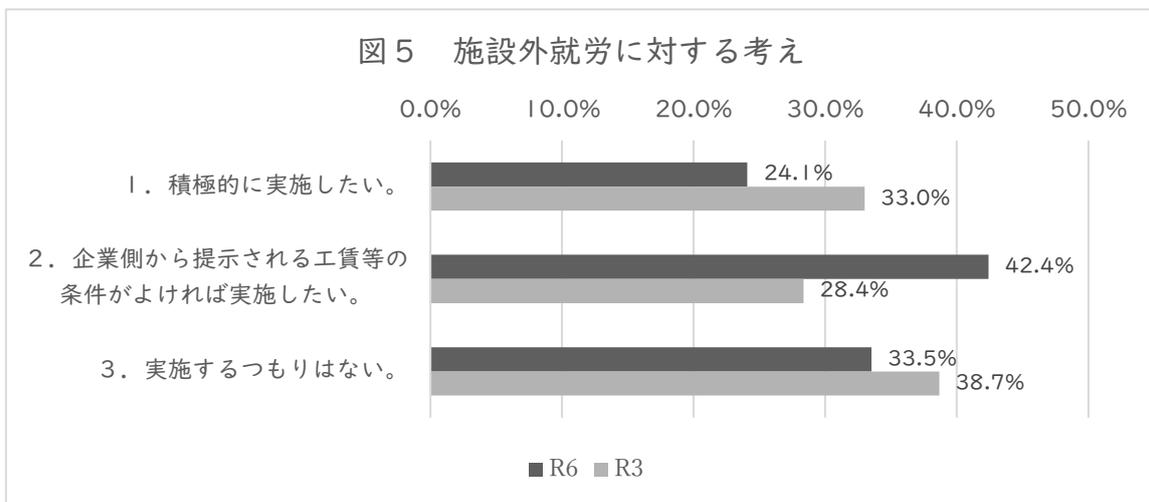
(利用者の状況)

- ・ 利用者の作業能力に応じた受託作業の確保が難しい。
- ・ 利用者の特性に合った作業内容が複数あるとよい。
- ・ できる人とできない人の差が激しいため作業内容に大きく差が出てしまう。
- ・ 高齢化や多様化する利用者さんの実情に合った収益性の高い作業を確保する事が難しい。

(事業所の体制)

- ・ 求人を出しても人材確保が難しい。
- ・ 利用者の賃金が向上するための専門的関わりや取り組みができる必要人員の確保が難しい。
- ・ 施設外就労を実施したことで、施設外への職員の確保が必要となった。
- ・ 利用者が増えていかないため、新規作業の受注に積極的になれない。
- ・ 事業所の収入が低いいため、今後の施設運営を任せられる若い男性等の人材確保が難しい。

(ウ) 施設外就労に対する事業所の考え



<記述回答>

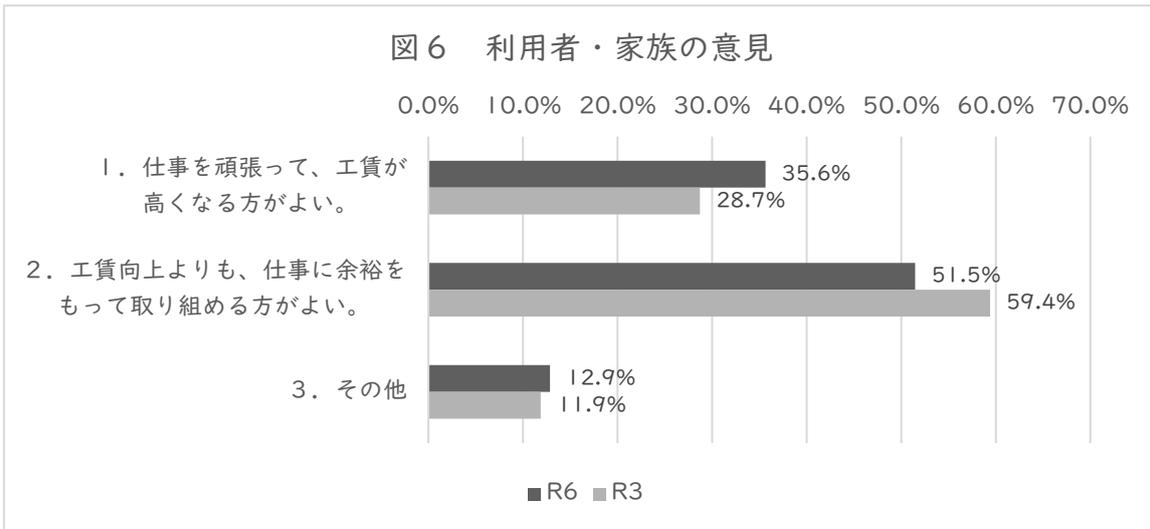
(実施したい理由)

- ・ 事業所外で作業をすることにより、より一層職業意識が持つことができる。
- ・ 作業面のみならず、人間関係やマナーなど社会性を培う場として積極的に実施したい。

(課題等)

- ・ 条件と利用者の作業能力等がマッチングすれば実施したい。
- ・ 人的確保が難しい。
- ・ 移動する際の車両の確保。
- ・ 施設外就労ができる能力の方が不在になると、施設内の戦力ダウンとなる。

エ 工賃向上の取組に対する利用者・家族の意見について



<記述回答>

(利用者の意見)

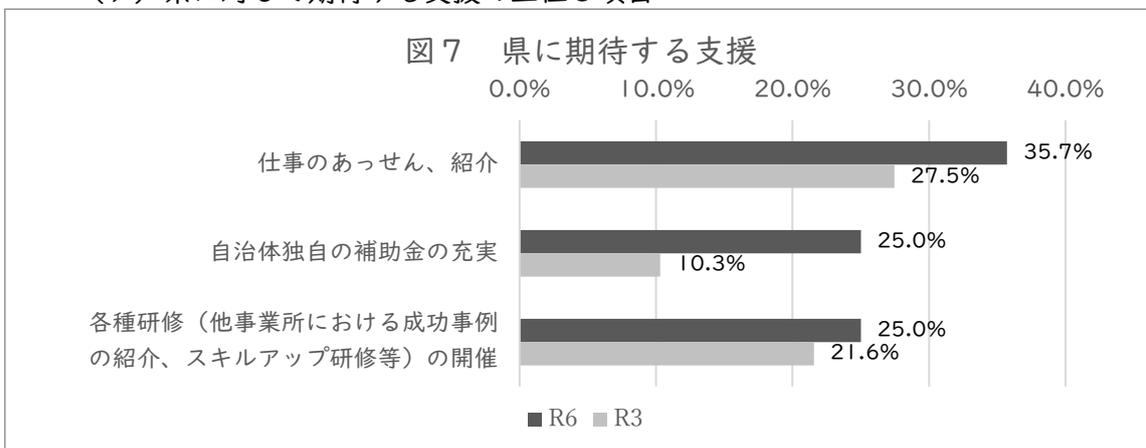
- ・5, 6年前に比べて工賃が倍になり、親子共々喜んでいる。
- ・工賃を上げることも、今の生活を維持できるくらいに働くのが丁度良いと感じている人が多そう。
- ・利用者ひとり一人課題や思いは違うが、それぞれがその人らしく働き、工賃を得たいと思っている。
- ・お金がイメージできる利用者は頑張って工賃を高くしたいという人が多い。

(家族の意見)

- ・親亡き後の自立した生活を考えると高い工賃を希望される。
- ・仕事も大事だが生活経験も大事にしてほしい。
- ・仲間と仲良く、楽しく通って欲しいという思いの方が多い。
- ・自分の役割を持って本人が楽しく元気に仕事出来る居場所を提供してほしい。

オ 工賃向上の取組で県及び市町村に期待する支援

(ア) 県に対して期待する支援の上位3項目



<記述回答>

○仕事の斡旋、紹介

- ・どこでどのような企業が、どのような製品を作っているか知りたい。施設で出来る仕事をあっせんして欲しい。
- ・施設の周知や協力依頼は事業所だけで行うには難しいため、間に入ってもらえると地域に向けたイベントや施設の広報なども動きやすい。
- ・農福連携について農家にPRしてほしい。

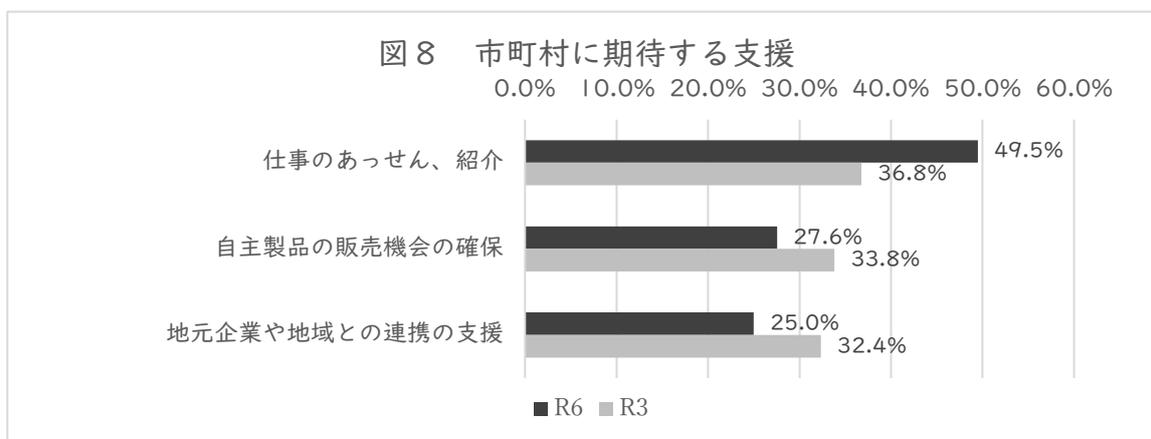
○自治体独自の補助金の充実

- ・作業環境を整えるための機材購入費などを補助してほしい。
- ・物価が高騰しており、常日頃から使用する消耗品に加えて、空調設備等の電気代等の運営費が負担が大きいことから、補助金を検討していただけると助かる。

○各種研修（他事業所における成功事例の紹介、スキルアップ研修等）の開催

- ・新しい情報を得たいので、今後も研修の情報があるとよい。
- ・大小問わず、さまざまな取り組み事例を公表してほしい
- ・専門家の助言をいただける機会があると嬉しい。
- ・他の事業所がどういう取り組みをしているか交流を持てる機会を作ってほしい。

(イ) 市町村に対して期待する支援の上位3項目



<記述回答>

○仕事の斡旋、紹介

- ・地元の内職紹介をしてほしい。
- ・福祉サービス事業所に回すことができる、公的な業務一覧等があると良い。

○自主製品の販売機会の確保

- ・市町村の施設・イベントでの自主製品の販売、記念品等への採用。
- ・市町村が主催で開催されるイベントへの参加・ブースの確保。

○地元企業や地域との連携の支援

- ・地域の企業と連携しながら、地域全体でもっと福祉に興味を持ってもらいたい。
- ・地元のイベント等に使用する消耗品等の準備など、地域性のある仕事の依頼があると、地元で貢献できていることが分かりやすく、モチベーションアップにつながると思う。

カ その他、工賃向上の取組に関する県への意見等

(就労継続支援B型の工賃向上のあり方について)

- ・工賃向上も大切なことだが、生産性だけで評価するのではなく、人としての生きる価値の評価を忘れない制度にしていきたい。
- ・工賃向上は利用者の生活の豊かさ、社会参加推進の面からも必要だと考えている。ただ、利用者の高齢化が進み、作業能力の低下も見られる中、現状の工賃維持、向上を目指していくためには、支援者側の負担が大きくなってしまいうように感じる。作業環境や取り組み、支援の見直しなどで改善される部分はあると思うが、各事業所の悩みや不安を共有できる場や、事例紹介などをしてもらえるとありがたい。
- ・施設外就労や単価が高い作業を取り入れていくためには、場所を探したり、作業を見つけていく必要があるが、施設外就労先を見つけるのは難しく、軽作業も単価には限度があり現状は難しい。障がい者雇用を多く行っている企業や福祉への取り組みをしている企業の一覧やそれに繋げてくれる仕組みがあるといい。広報する場を多くつくってほしい。また、B型事業所だけの集まりや交流会があると、意見交換や他施設の取り組みを知ることができるため、機会を設けてもらえるといい。
- ・セルフ支援センターが工賃向上のために助成金や販売の機会を設けており、本当に感謝している。岐阜県全域では販売に行くことが難しい地域での話も多く、東濃地域などそれぞれの地域で動きが取れるとより工賃向上にもつながると考える。人員確保なども難しいので課題が多い。
- ・平均工賃額で報酬単価が決まるが、平均工賃額が低い事業所が決して努力をしていない訳ではない。精神障がい者を主に受け入れている事業所はまず来所してもらうことがどれだけ大変な事かをわかってほしい。短時間でもまず家から出ること、家族以外の人と過ごす時間を持つことなど精神障がいの方々も事業所ももがいている。作業内容で日々葛藤もある。職員が一生懸命に作業をこなさなければ収入が減る。一生懸命作業に入れば、利用者支援にしわ寄せが来る。
- ・共生社会を目指すと全国的にうたわれているが、正直、WINWIN な関係を真剣に考えている企業が非常に少ない。障がい者雇用の様に具体的なものがなければ、本当の共生社会は築けないのではと思う。

2 工賃向上に向けた課題

① 利用者の状況に応じた作業の確保、技術力の向上、ICTを活用した業務効率化

利用者、家族にとっては、工賃向上は望ましいことであるものの、そのための取組によって利用者、家族の負担が大きくなること、事業所職員の負担が大きくなって利用者への支援が十分にできなくなることが懸念されている。

また、事業所にとっては、8割以上の事業所で現在の工賃水準が十分ではないと考えており、工賃向上の取組の必要性を認識している一方、利用者の状況や生産活動の確保の面で、その難しさを感じている。工賃向上のためには、年間を通じて安定した作業を確保し、利用者がそれぞれに応じた作業に取り組んで安定して通所しながら、作業能力や作業効率の向上に取り組んでいけるような環境を整えていくことが必要となっていると考えられる。

② 人材の確保、優良事例の共有化、関係機関の連携による支援

工賃向上に対して意欲がありながらも、人材や技術、情報の不足から更なる取組みに踏み出せない事業所があり、人材の育成や、技術の向上を図るほか、課題解決のヒントとなる他の事業所の事例の共有化が必要。

また、小規模事業所にとっては、単独で商品開発、大量受注、新しい分野の開拓を行うことが困難であることから、事業所間の情報共有、協力体制の整備や、共同受注窓口等の活用が必要であると考えられる。

③ 企業や官公署からの安定した作業の確保（マッチング）、単価の引上げ

約9割の事業所が実施している下請・内職作業や、施設外就労において、更なる工賃向上に取り組むためには、年間を通じて安定した作業量の確保、単価の高い作業の受注が必要となる。

そのためには、作業を発注する企業や官公署の理解、協力が不可欠であるほか、事業所においては、発注者側に信頼性の高い作業を提供できるように品質管理、技術向上に取り組む必要があると考えられる。

特に官公署においては優先調達推進法に基づき、物品調達だけでなく役務の提供を含め事業所への発注を拡大していく必要がある。また、小規模事業所においては品質管理や技術向上に当たって、共同での取組を進める必要があると考えられる。

また、事業所の商品や生産活動のPRを行う機会を設け、企業等からの発注につながる取組みも重要である。

④ 収益力の高い事業、販路の拡大(確保)、新規分野参入への取組の体制づくり

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、自主製品等の販売が拡大傾向にあるため、更なる販路や受注の拡大に向け、共同受注窓口等を通じた取組のほか、あらゆる場所や機会を捉えた販売、インターネットやSNS、各種広報媒体を活用したPRや販売等の取組みも重要。

これまで取り組んできた下請・内職作業では更なる工賃向上が望めないため、自主製品生産や、施設外就労等の工賃の高い役務に新たに、または重点的に取り組んでいこうとする事業所があるように、工賃向上のためには、収益力の高い事業への取組みが課題となる。

事業所にとっては、収益力の高い事業のために、従来の福祉的な支援以外の、事業経営や営業活動、商品開発等の知識、技術が必要になってくることから、職員の人材育成や確保など、それに向けた体制づくりが必要と考えられる。

加えて、更なる工賃向上に向けては、事業所でこれまで関わっていない新たな分野での作業の拡大も有効と考えられ、農業分野など新規分野への参入を促す取り組みも必要と考えられる。

⑤ 農福連携の取組み推進の体制づくり

特に、農業分野への参入については、講師の派遣、農業を発注する農業法人や農家と、受託する福祉事業所のマッチングのための体制整備など、農福連携の取組みをより一層推進する必要がある。

第4章 第5期岐阜県工賃向上計画の取組

I 目標工賃

(1) 目標工賃設定の考え方

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号(一部改正令和6年3月29日一部改正障発0329第42号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)では、各事業所は月額により算出されている。

【表5 各事業所の令和6年度工賃向上計画における目標工賃の状況】

工賃向上計画策定済の事業所：233事業所

(単位：円)

	令和6年度目標 工賃平均額	令和7年度目標 工賃平均額	令和8年度目標 工賃平均額
月額	15,923	16,463	16,967

(2) 目標工賃の設定

第4期岐阜県工賃向上計画で定めた目標工賃額に達していないため、引き続き、令和8年度の目標工賃を月額20,000円とし、以下のとおり年度目標を設定する。

なお、本目標は利用者に対し一律に定めるものではなく、各利用者に対しては適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて必要な知識及び能力の向上を図っていくことが必要であると考えます。

【表6 目標工賃】

(単位：円)

年度	令和4年度 (実績)	令和5年度 (速報値)	令和6年度 (目標)	令和7年度 (目標)	令和8年度 (目標)
平均工賃月額	17,496	18,320	19,000	19,500	20,000

※・令和8年度の目標額を基に、各年度の増加額が平準化するように設定

・国の指針に基づき、各事業所は目標工賃を日数で算出することとなっていることから、県の目標も月額のみを設定。

2 工賃向上のための具体的な取組

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（17の開発目標一覧はp2を参照）



第3章で整理した課題を踏まえ、更なる工賃向上に向け、以下の取組を行う。

① 企業、地域、行政関係者に対する事業所の取組の周知と事業所への発注促進

- ・一般企業、行政関係者等に対する事業所の生産活動の理解促進に係る啓発や、施設外就労や下請け業務の発注拡大へ繋げるセミナー開催、事業所への発注を促進するビジネスマッチング商談会の開催と一般企業や行政関係者等への周知、依頼を促進する。
- ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品や役務の優先的、積極的な調達を推進するとともに、市町村に対して働きかけを行う。

② 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

- ・経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所へ派遣する。コンサルタント事業については商工労働部、農政部等とも連携し、他部局が持つ専門性を生かし、効果的に実施する。
- ・事業所が提供する商品や役務等の社会的信用を高めるためのコンプライアンス研修、共同受注ができる事業所を増やし業務の質を向上させる共同化推進研修、同種の作業を行う事業所による好事例検討会等の実施を行う。
- ・授産施設等の支援を行う岐阜県セルフ支援センターの事業（販売受注促進、インターネットを活用した販路拡大（確保）、商品開発・研究、広報活動、共同受注窓口）を推進。
- ・商品開発・改良、授産事業の課題を解決するため、6次産業化（農産物の生産、加工、販売事業）の促進や同種の作業を行う施設による研究会を開催する。
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助事業を活用し、福祉事業所の工賃向上に向けた基盤整備、ICTの活用促進を支援する。

③ 農福連携の推進

- ・「ぎふ農福連携アクションプラン」に基づく、「農福連携の理解促進と認知度向上」「農福連携を支える人材育成」「農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化」「障がい者等が働きやすい環境の整備」「ブランド力向上・販路拡大」を5本柱とした各種施策を推進する。
- ・先進地視察や優良事例の講演等の研修会を開催する。
- ・ノウフクマルシェの開催やSNSによる情報発信を行う。
- ・福祉事業所職員等を対象とした栽培技術基礎講座や農業現場で農業者や障がい者の作業支援等を行う岐阜県農業ジョブコーチの育成を行う。
- ・障がい者や農業者、福祉事業所のニーズをもとに、ぎふ農福連携推進センターと地域連携会議が連携した農作業受委託等のマッチングを推進する。
- ・福祉事業所等の農業参入や障がい者が働きやすい環境整備に必要な施設、機会等の導入支援を行う。
- ・ノウフク JAS 認証の取得支援、ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有する企業・団体等の「ぎふノウフクサポーター」としての登録を促進する。
- ・生産者と福祉事業所間の農作業受託の仲介支援、福祉事業所に対する専門家派遣、農業

参入セミナーの開催を行う。

- ・ノウフク商品の調達、岐阜県セルフ支援センターによる各種イベントやオンライン販売サイト等でのノウフク商品のPRや販売を行う。

④ 関係機関との協力と計画の見直し

- ・5圏域ごとに障がい者の就労支援のためのネットワーク会議を設置し、就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する情報交換会、講演、研修等を行い、地域のネットワーク構築を支援
- ・各圏域に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、障がい者の就労や就労に伴う日常生活、地域生活に関する指導、助言を行う。
- ・就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスとして創設される就労選択支援の活用により、障がいのある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるようにする。
- ・関係機関から成る「工賃向上計画推進委員会」を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、本計画の進捗状況の把握や問題・課題を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 各事業所における体制づくりの推進

- ・令和6年度報酬改定で見直しが行われた目標工賃達成指導員配置加算及び新設された目標工賃達成加算の取得促進による工賃水準の向上を図る。

【表7 年度別の取組計画】

取組計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	企業、市町村等への周知、発注促進 (啓発セミナーや商談会の開催、他部局、市町村、企業への働きかけ等)	—————▶		
	障害者優先調達推進法に基づく調達の推進	—————▶		
②	コンサルタント派遣・研修会の開催	—————▶		
	セルフ支援センターの取組の推進 (対面販売、インターネット、SNSの活用等)	—————▶		
	関連補助事業の活用	—————▶		
③	農福連携事業の推進	—————▶		
④	ネットワーク会議による地域のネットワーク構築支援	—————▶		
	障害者就業・生活支援センターの指導・助言	—————▶		
	就労アセスメントを活用した就労選択支援の活用		—————▶	
	工賃向上計画推進委員会による計画推進・見直し	—————▶		
⑤	各事業所における体制づくりの推進	—————▶		